資料2

基本目標１　相互理解と共生意識の醸成

（１）広報・啓発活動の推進

障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、町民一人ひとりが、障害のある人の日常生活や社会生活を制約する社会的障壁について、十分に理解することが必要です。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
啓発活動の推進	障害者の理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、広報紙、ホームページ及びSNS 等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。	町民福祉課 総務課
町の広報紙やホームページ等、障害者の利用にも配慮した構成への改善	町の広報紙やホームページ等で、文字の大きさやレイアウトなど、誰もが情報を取得しやすい情報提供を進めます。	総務課
関係機関との連携体制の強化	社会福祉協議会や各事業所等との連携を強化し、情報や課題を共有するとともに、障害福祉に対する理解の促進と支援体制の充実を図ります。	町民福祉課 社会福祉協議会

（２）福祉教育や交流機会の充実

障害のある人の人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる共生社会を実現するためには、障害や障害者への理解を深め、「こころのバリアフリー」を地域全体に育み、広げていく必要があります。

幼い頃から福祉教育や障害のある人との交流活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな人間性を育むうえで大きな意義があります。また、お互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きることの大切さを学ぶ重要な機会となります。

これまで、学校教育において、児童・生徒が社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めるため、福祉教育を推進してきました。また、思いやりや助け合いの心を育むため、ボランティア活動や社会貢献活動への参加を促進するとともに、地域の関係機関との連携や特別支援学校との交流及び共同学習を進めてきました。今後も、これらの取組を一層充実させる必要があります。

障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶインクルーシブ教育を推進するためには、特別支援教育への理解をさらに深め、必要な支援や合理的配慮を充実させることが求められています。

今後も、学校教育において、社会情勢や制度の動向に対応した福祉教育を計画的に推進します。また、障害のある人との交流やコミュニケーションの機会を充実し、障害の有無にかかわらず、誰もが互いに理解し合い、地域で交流できるまちづくりを推進します。

＜具体的施策＞

	施策名	施策の内容	担当課
名称変更	福祉教育の推進	保育所や幼稚園において、障害児と障害のない児童がふれあい、共に活動する機会を設けるため、職員の理解促進と関係機関との連携強化を図ります。	子育て共生課 教育総務課
	福祉教育体制の整備と充実	教職員を対象とした研修や情報交換の機会を設け、福祉に対する理解を深めるとともに、組織として充実した福祉教育を推進します。	教育指導課
統合	福祉教育の推進	特別な支援を要する児童・生徒が、安心して活動できる場・学べる場をつくり、認め合い、助け合い、支え合うことができる児童生徒を育成します。	教育指導課
	福祉教育の実施	各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等において、地域の人々や社会福祉施設等の理解・協力を得ながら福祉教育を実施し、体験活動を通じて、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図ります。	教育指導課

交流・ふれあいの場の拡大及び支援	財源状況を踏まえてふれあい交流事業の見直しを検討しつつ、障害のある人とない人が交流できる機会の確保に努めます。	町民福祉課 社会福祉協議会
障害者理解に関する講座や講演会等の開催	町民の福祉意識を高めるため、生涯学習や地域活動において、障害者理解に関する講座や講演会等の開催を進めます。	生涯学習課

（３）差別の解消と権利擁護の推進

障害者差別解消法に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する必要があります。また、行政機関や事業者には合理的配慮の提供が求められており、制度の周知や相談支援を通じて、地域全体の理解を深めていくことが重要です。

権利擁護の推進においては、自ら意思を表明したり、適切な判断をしたりすることが困難な人について、本人の意思や選好を尊重しながら、その権利と利益を守る支援体制を整備する必要があります。成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、保健・医療・福祉に加え、司法や専門職等が連携する権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実が求められています。上里町地域福祉計画や上里町高齢者福祉計画等との整合を図りながら、成年後見制度の普及啓発、相談支援及び利用促進に向けた取組を推進します。

また、障害者虐待防止法に基づき、障害のある人への虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応を進める必要があります。関係機関や地域住民との連携を強化し、虐待を早期に把握して適切な支援につなげる体制の充実を図ります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
成年後見制度利用支援と権利擁護の推進	障害者の意思を尊重し、自立した生活を支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。また、成年後見相談ダイヤル事業の実施や関係機関との連携、広報・相談支援を通じて制度の周知と利用支援に努めます。	高齢者いきいき課 町民福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の実施	制度改正に適切に対応し、障害のある人が地域で安心して自立した生活を継続できるよう、暮らしや福祉に関する相談、福祉サービスの利用援助、預貯金通帳・印鑑等の保全、日常的な金銭管理等を行います。また、利用者との信頼関係を一層深め、継続的かつ安定的な支援体制の強化を図ります。	社会福祉協議会
障害者虐待防止対策	障害者虐待防止法の普及啓発を推進し、虐待の早期発見・早期通報につながる意識の醸成を図ります。また、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応と、障害のある人や家族への支援を行うことで、虐待の防止と再発防止に努めます。	町民福祉課

	児童虐待の早期発見・対応の体制の強化	こども家庭センターを中心に、妊産婦から子育て世帯、子どもまで切れ目ない相談支援を継続し、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関との情報共有・連携を強化します。児童虐待の未然防止、早期発見・対応及び再発防止に向けた支援体制の充実を図ります。	子育て共生課
統合	障害者差別解消の推進	障害者差別解消法や合理的配慮に関する普及啓発を推進するとともに、差別に関する相談に適切に対応し、関係機関と連携しながら障害のある人の権利擁護に努めます。また、町民や事業者の理解促進を図り、誰もが互いに尊重し合える地域づくりを推進します。	町民福祉課 総務課
	障害者差別解消法の浸透	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、社会全体で障害のある人の差別解消と合理的配慮についての理解を深めるため、職員等を対象とした、障害理解に関する研修内容と参加機会の充実を図ります。	総務課

（４）ボランティアの育成及び活動の促進

ボランティア団体や障害者団体は、障害のある人の地域生活を支えるうえで重要な役割を担っています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的サービスによる支援（公助）に加え、本人や家族による取組（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保険制度等（共助）を適切に組み合わせることが必要です。日常生活における多様なニーズに対応するため、地域住民、関係団体及び行政等が連携し、地域全体で支える体制を充実させることが重要です。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
ボランティアの活動支援 統合	ボランティアや障害者団体・サークル等の活動状況を把握し、活動機会や情報提供、相談支援の充実を図るとともに、支援を必要とする人と活動を希望する人をつなぐ仕組みづくりを推進します。	町民福祉課 社会福祉協議会
ボランティア育成の推進	ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターとの連携により、既存ボランティアへの継続的な支援を行うとともに、新たな活動者の発掘・育成を図り、町民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。	社会福祉協議会
地域福祉活動・在宅福祉サービスの推進	上里町社会福祉協議会と連携し、制度改正への適切な対応や人材の確保に取り組みながら、日常生活自立支援事業、福祉教育及び在宅福祉サービス等の地域福祉活動を推進し、地域で支え合う体制の一層の充実を図ります。	町民福祉課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員の活動推進	民生委員・児童委員による相談活動や見守り、福祉サービスに関する情報提供を推進するとともに、心配ごと相談の範囲を超える相談にも適切に対応できるよう、地域や関係機関との連携・情報共有を強化し、身近な地域で支え合う支援体制の充実を図ります。	町民福祉課 社会福祉協議会

基本目標２　地域での暮らしを支える生活支援の充実

（１）相談支援体制の充実

障害のある人が、必要なサービスや支援を主体的に選択し、個人の尊厳を保ちながら地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活に関する情報提供や支援を一層充実させる必要があります。また、複雑化・複合化する生活課題に総合的かつ専門的に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることが重要です。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
総合相談支援体制の整備	総合相談支援体制の実効性を高めるため、庁内関係課及び関係機関との情報共有や連携を強化し、調整会議等を活用して、複雑化・複合化する課題への対応力の向上を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課 子育て共生課 健康保険課
児玉郡市障害者自立支援協議会への参加	児玉郡市障害者自立支援協議会を中心に、各市町や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	町民福祉課
専門相談窓口・関係機関の周知	埼玉県総合リハビリテーションセンター等の専門相談機関の周知を図り、必要な人が適切な相談・支援につながるよう情報提供の充実に努めます。	町民福祉課
障害者相談支援事業	相談支援事業を継続して実施し、関係機関と連携しながら、障害者やその家族への相談支援体制の充実を図ります。	町民福祉課
障害者相談員の設置	障害者相談員による相談支援を継続するとともに、制度の周知を図り、障害者やその家族が安心して相談できる体制の充実に努めます。	町民福祉課
生活困窮に関する相談	社会福祉協議会やアスポート相談支援センター等と連携し、相談者の状況に応じた適切な支援に努めます。	町民福祉課
手話講習会の推進	初心者向けの手話講習会の開催を継続し、手話に興味を持ち、手話ができる人の裾野を広げ、聴覚障害者への理解促進強化を図ります。	社会福祉協議会

統合

（２）地域生活を支えるサービスの充実

本町では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めています。一方、社会資源が限られる中、高齢化や核家族化の進行、親亡き後への不安などを背景に、サービスに対するニーズは今後も増加し、さらに多様化することが見込まれます。障害のある人の多様なニーズにきめ細かく対応するため、関係機関やサービス提供事業者との連携を強化し、サービスの質の確保・向上を図りながら、一人ひとりが必要とする障害福祉サービス等を適切に提供することが求められています。

また、障害のある人が安定した生活を送るためには、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援が重要です。福祉サービスの利用方法や各種手当等について、必要な人に分かりやすく情報を届けるとともに、相談支援体制の充実を図る必要があります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等の充実を図るとともに、事業者との連携を強化し、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、自立生活支援や重度障害者、医療的ケア者への支援の充実に努めます。	町民福祉課 社会福祉協議会
地域生活支援事業の推進	地域のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、地域生活支援事業の充実と利用しやすい支援体制の強化を図ります。	町民福祉課
高齢障害者等への支援体制の強化	障害福祉サービスと介護保険サービスの連携を一層強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課
障害年金及び各種手当の情報提供の強化	障害者の生活の安定を図るため、障害基礎年金や各種手当制度について、庁内関係課及び町内外の相談支援関係機関等との連携を強化し、分かりやすい情報提供と制度の周知を推進します。	健康保険課 町民福祉課 子育て共生課
経済的支援の充実	補装具費支給制度、日常生活用具給付制度、各種運賃や料金割引等に関する情報提供の強化を図ります。	町民福祉課
福祉機器貸与事業の推進	けがや病気の回復まで、または他制度の利用開始までのつなぎとして、福祉機器の貸出しと利用促進を継続します。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付制度の推進	上里町社会福祉協議会と連携し、生活福祉資金貸付制度の周知及び相談支援の充実を図るとともに、制度の意義や役割を地域の関係者と共有し、支援機関との連携を強化します。	社会福祉協議会 町民福祉課

（３）地域の保健・医療体制の充実

「上里町健康づくり推進総合計画」に基づき、各種保健事業を通じて、障害の原因となる疾病等の早期発見・早期対応及び重症化予防に取り組む必要があります。

また、障害のある人が地域で安心して生活を送るためには、一人ひとりの障害特性や健康状態に応じ、保健・医療・リハビリテーション等に関する相談や支援を受けられる環境が必要です。保健所、医療機関、近隣市町等との連携を強化し、医療情報の収集・提供や包括的な支援体制の充実を図るとともに、必要な医療を継続して受けられるよう、各種医療費助成制度の適切な運用と周知を進める必要があります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
疾病・障害等の早期発見・早期対応の推進	医師等の専門職と連携を図りながら、疾病や発達に関する支援の質の向上を行い、疾病・障害等の早期発見、早期対応の取組を強化します。	健康保険課
各種検診事業の推進	特定健診の受診勧奨は継続して行うとともに、後期高齢者については、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、個別に受診勧奨や保健指導を行うことで、生活習慣病の予防・改善のための取組を強化します。	健康保険課
健康づくり・介護予防普及啓発	関係課との連携により、個々の心身機能の低下を予防し、健康状態を把握して生活習慣病の悪化防止・改善を図るとともに、健康相談・健康教育などを実施します。	高齢者いきいき課 健康保険課
心の健康の保持増進	相談支援体制の充実と関係機関との連携強化を図り、心の健康の保持・増進と早期支援を推進します。	町民福祉課 健康保険課
障害に対する適切な医療費給付制度の充実	自立支援医療制度及び重度心身障害者医療費助成制度の適正な制度運営を継続するとともに、制度の周知や利便性の向上を図り、医療費負担の軽減を推進します。	町民福祉課
連携体制の推進	事業の継続に向け、庁内関係課や関係機関との連携を強化するとともに、新規会員の募集を含む事業の周知を進め、地域の実情に応じた総合的かつ効率的な在宅サービス提供体制の充実を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課 社会福祉協議会
緊急通報システム事業	病気により急な発作の恐れがあり、常時注意を要する一人暮らしの高齢者や重度身体障害者に対し、緊急通報システムの貸与を行います。	高齢者いきいき課

基本目標３　個性に応じた療育・保育・教育の充実

（１）切れ目のない支援体制の充実

乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、障害のある人が地域でいきいきと成長し、その人らしく自立した生活を送るためには、保健・医療・福祉、教育、就労等の関係機関が連携し、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を提供することが必要です。障害のある子どもの保護者は、子どもの発育・発達や将来の生活、家族による支援が困難になった後の生活など、様々な不安や心配を抱えています。

障害のある子ども一人ひとりの個性や特性を生かし、将来の自立を見据えた支援を行うとともに、保護者に対しても、悩みや不安に寄り添う相談支援や療育に関する情報提供・助言を行うなど、療育相談支援の充実を図る必要があります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
切れ目ない相談・支援体制の整備	相談支援体制の充実を図るとともに、教育・福祉・医療・就労関係機関との連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。	町民福祉課 健康保険課 教育指導課
乳幼児期の発達に関する相談の充実 統合	保護者の育てづらさ等の悩みや心配事、対象児の特性について専門職による個別相談を実施します。専門職と連携を図り、適切な支援ができるように取組を強化します。	健康保険課
子どもの発達支援巡回事業	発達障害児等への早期支援を推進するため、専門職による巡回支援を継続し、保育士等への助言・指導を充実するとともに、保育・教育・福祉関係機関との連携強化や県の類似事業の活用を図ります。	町民福祉課 子育て共生課

統合	障害児の保育・教育の推進	集団保育・教育が可能な障害児の社会適応力を育むため、保育士等キャリアアップ研修における障害児保育分野の受講促進や、実地指導等を通じた助言・確認により、各施設の障害児保育に係る支援力の向上を図ります。	子育て共生課
	保育所における障害のある児童の受け入れの推進	子どもの発達支援巡回事業を継続し、専門職による助言を保育現場の支援に活かします。必要に応じた加配保育士の配置や統合保育を進め、児童一人ひとりの発達特性に応じた保育の充実を図ります。	子育て共生課
	学童保育における障害のある児童の受け入れの推進	学童保育について、障害児の受け入れ体制を整えるため、指導員研修の充実や状況に応じた指導員の増員等を推進します。	子育て共生課
	障害児福祉サービスの推進	障害児通所支援の適正な給付を継続し、障害の程度やニーズに応じた支援体制の充実を図ります。	町民福祉課
	障害児の療育の推進	軽度又は中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助する難聴児補聴器購入費補助事業を継続し、制度の周知と適切な支援の充実を図ります。	町民福祉課

（２）個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した社会生活に必要な力を育むためには、一人ひとりの個性や障害の状態に応じた教育・保育を行うことが重要です。そのため、教職員の特別支援教育に対する理解を深め、専門性や指導力の向上を図る必要があります。

また、共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、合理的配慮や必要な支援を充実させるとともに、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した支援体制の構築を推進する必要があります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
ライフステージに応じた障害福祉サービスの提供の推進	学校や教育委員会等との連携を強化し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。	町民福祉課
就学・教育相談の充実	関係機関や保護者との連携を強化し、乳幼児期から学齢期まで一貫した就学相談・支援体制の充実を図ります。	町民福祉課 健康保険課 子育て共生課 教育指導課
特別支援教育の推進 統合	特別な支援を要する児童・生徒に対して、生活上や学習上の困難を改善したり克服したりするために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別支援学級でのきめ細かな指導等を行います。	教育指導課
特別支援教育の充実	配慮を要する児童・生徒が、必要な支援を受けられるよう、児童・生徒の状況、保護者の意向、学校の設備や人員等を踏まえながら環境を整え、特別支援教育の充実を図ります。	教育指導課
特別支援学校等の関係機関との連携	特別支援学校での体験入学や教育相談等を継続し、特別支援教育への理解を深めるとともに、就学・進学に向けた適切な情報提供の充実を図ります。	教育指導課 町民福祉課
キャリア教育の充実	教育課程や現場実習の充実等、就労に結びつくキャリア教育の充実を図ります。	教育指導課
教育環境の整備	障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育を推進するための環境整備に努め、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実を図ります。	教育総務課

基本目標４　社会参加と自己実現を支える環境づくりの推進

（１）雇用・就労の支援の充実

障害のある人が、その希望や適性、能力に応じた仕事に就き、地域で自立した生活を送るためには、障害特性や本人の状況に応じたきめ細かな就労支援が重要です。

障害者雇用促進法に基づき、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供が事業者に求められています。障害のある人とない人との均等な機会と待遇を確保し、安心して働くことができる職場環境を整備する必要があります。

また、法定雇用率の段階的な引上げ等を背景として、障害のある人の雇用機会の一層の拡大が求められています。企業に対して、障害者雇用や合理的配慮に関する情報提供と理解促進を図るとともに、関係機関との連携を強化する必要があります。

障害のある人の就労機会を拡大するためには、就職前の相談や訓練から就職後の職場定着まで、本人と雇用主の双方に対する継続的な相談・支援体制を充実させることが重要です。

働く意欲のある障害のある人が、それぞれの希望や適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労に向けた支援を継続するとともに、福祉的就労を希望する人には活動の場の確保と充実を図るなど、多様なニーズに応じた総合的な就労支援を推進する必要があります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等が提供する物品・サービスの優先調達を推進するとともに、地域イベントへの出品機会の確保など、製品の販売促進や販路拡大に向けた支援の充実を図ります。	町民福祉課
特別支援学校等との連携	進路相談や障害者就労支援センター等との連携を強化し、卒業後の居住や就労を含めた切れ目のない相談支援の充実を図ります。	町民福祉課
就労支援の推進	障害者総合支援法に基づく、就労移行支援や就労継続支援等の充実を図り、一般就労に向けた支援を推進します。	町民福祉課
障害者雇用の推進	上里町役場及び関係機関において障害者の雇用や各種委託業務を推進します。	総務課

（２）社会参加の促進

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動など、障害の有無にかかわらず、誰もが共に楽しみ、参加できる機会を充実させることが求められています。

社会参加の促進は、障害のある人の生きがいや余暇活動の充実に加え、能力の発揮や自己実現、地域の人々との交流機会の創出にもつながります。

＜具体的施策＞

	施策名	施策の内容	担当課
統合	スポーツ・レクリエーションの促進	パラスポーツを含むスポーツ・レクリエーション活動の周知や体験機会の充実を図り、障害のある人のイベントへの参加と社会参加を促進します。	町民福祉課 生涯学習課
	障害者及び関係団体等との交流の促進	障害者団体や障害者支援施設等との交流機会の充実を図り、障害者の社会参加を推進します。	町民福祉課
統合	講座・教室等の環境整備	すべての人が各種講座・教室等に自然に参加できるよう、障害のある人の文化・芸術に対するニーズを把握し、企画内容への配慮や車いすの準備など、参加しやすい環境の整備に努めます。	生涯学習課 高齢者いきいき課 健康保険課
	活動場所の整備	障害者の活動場所の確保を積極的に実施し、令和８年に新設されたいきいきラウンジ等の利用を促し、活動の場を広げます。	生涯学習課 高齢者いきいき課 健康保険課
	図書館サービスの充実	障害のある人が平等に図書館を利用できるよう所蔵する点訳図書等の蔵書数を増加し、利便性の向上を図ります。	生涯学習課
統合	公共交通機関の整備	障害者の利用に配慮した地域公共交通システムの継続に努めます。	総合政策課
	重度心身障害者タクシー利用料金助成事業及び在宅重度心身障害者自動車等燃料費助成事業	福祉タクシー利用券の交付や自動車燃料費助成を継続するとともに、利便性の向上と制度の周知を推進します。	町民福祉課

	障害児の放課後・休日等支援	放課後等デイサービス事業所等との連携を強化し、障害児の放課後や休日の支援の充実を図ります。	町民福祉課
	車いす貸出事業の推進	車いす貸出しの利用促進を図ります。	社会福祉協議会
統合	手話通訳者派遣事業の推進	手話通訳者派遣等のコミュニケーション支援を継続し、社会参加を支える支援体制の充実を図ります。	町民福祉課
	手話通訳者等の担い手の確保	児玉郡市共同事業による手話奉仕員養成研修等を継続し、手話通訳者等の担い手の確保・育成を推進します。	町民福祉課

基本目標５　安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進

（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障害のある人や高齢者をはじめ、すべての人が尊重され、生きがいを持って地域社会で暮らすためには、誰もが様々な活動に参加できる、安全で快適な生活環境を整備することが求められています。

段差等の物理的な障壁に加え、社会的、制度的、情報面及び心理的な障壁を取り除くバリアフリーを推進するとともに、施設や製品、サービス等を誰もが利用しやすくするユニバーサルデザインの考え方を広げる必要があります。障害のある人の社会参加を促進するため、今後も継続して生活環境の整備に取り組むことが重要です。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設は、すべての世代で利用しやすい施設としてバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの導入を進めます。	各公共施設の所管課
すべての人が安心・快適さを感じることができる道路の整備	道路のバリアフリー化（段差解消等）、老朽化した舗装の修繕などを行い、すべての利用者が安全・安心に通行できるよう整備・改良を進めます。歩行空間の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入に努めます。	道路整備課
バリアフリーの概念を取り入れた公園の整備	都市公園については、バリアフリーの考え方を取り入れ、段差の解消などの整備・改修を進めるとともに、計画的な改修や更新等に併せて多目的トイレの設置を検討します。	まちづくり推進課

（２）安心して暮らせる住まいの確保

住まいは生活の基盤であり、障害の特性や程度にかかわらず、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる居住環境を確保することが重要です。

公営住宅のバリアフリー化やグループホーム等の共同生活の場の確保を進めるとともに、一人ひとりの状況や希望に応じて自立した生活を送ることができるよう、居住支援と生活支援の充実に取り組む必要があります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
住宅改修費の助成	住宅改修費助成を継続するとともに、制度の周知を図り、障害者の住環境の改善と自立を支援します。	町民福祉課
入居・入所支援の推進	近隣市町や事業者との連携を強化し、グループホーム等の利用支援や受入体制の充実に向けた取組を推進します。	町民福祉課
公営住宅のバリアフリー化の推進	公営住宅のバリアフリー化に向けて継続的に検討を行い、計画的な改修を推進します。	まちづくり推進課

（３）防災・防犯・感染症対策等の推進

本町では、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の策定を進めるとともに、介助等を必要とする高齢者や障害のある人のため、関係施設との協定により福祉避難所を確保しています。近年、大規模な自然災害が相次いで発生しており、障害のある人が被害を受けるケースもみられることから、災害に不安を感じる人は少なくありません。

障害のある人が地域で安全・安心に暮らすためには、地震や風水害等による被害を防止・軽減する対策に加え、災害時に支援を必要とする人を地域で支える仕組みづくりが重要です。防災意識の向上や日頃の備えに関する啓発を進めるとともに、犯罪や事故を防ぐための防犯・安全対策を積極的に推進する必要があります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
防災意識の醸成	住民の自助・共助の取組を促進し、防災意識の高揚を図るため、上里町防災ガイド・ハザードマップ等を活用した防災講習会等を実施します。避難所運営の担い手となる住民や職員に対し、防災教育の徹底を図るため、防災訓練や防災研修等を開催します。	くらし安全課
避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者名簿をもとに、障害者や高齢者などの要支援者に対する個別避難計画の作成を推進するとともに、福祉避難所や関係機関との連携を強化し、緊急時・災害時に迅速かつ円滑に支援できる体制の充実を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課 くらし安全課
情報発信手段の多重化	災害時、正確な情報を迅速に提供するため、防災行政無線による放送のほか、登録制の防災情報メールやコミュニケーションアプリを活用する等、情報発信手段の多重化及び利用促進を図ります。	くらし安全課
避難所の充実と整備	避難所のバリアフリー化や開設訓練を推進するとともに、障害特性に応じた支援を提供できる福祉避難所の整備・運営体制を充実し、障害のある人が安心して避難生活を送れる環境づくりを進めます。	町民福祉課 各施設担当課
関係機関との連携強化	福祉施設、医療機関、民間企業等との連携を強化し、障害特性に応じた資機材の確保や、ボランティアによる支援体制及び健康管理体制の充実を図り、災害時に障害のある人を支える体制を整備します。	町民福祉課 くらし安全課 健康保険課 高齢者いきいき課 社会福祉協議会

災害時要支援者への対応強化	災害用バンダナやヘルプカード、緊急情報キットの普及啓発を継続するとともに、緊急時に迅速な支援につながる体制づくりを推進します。	町民福祉課
治安維持体制の強化	防犯カメラの設置や地域安全安心まちづくり推進委員による防犯パトロールを実施し、治安維持体制の強化に努めます。	くらし安全課 各施設担当課
感染症対策の推進	感染症予防に関する普及啓発を継続し、発症・重症化の予防に取り組むとともに、庁内や関係機関との連携を強化し、福祉事業所等に対して柔軟かつ機動的な支援を行える体制の整備を推進します。	健康保険課 町民福祉課